

議案第26号

債務不存在確認調停事件の和解について

債務不存在確認調停事件に関し下記のとおり和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、市議会の議決を求める。

令和4年9月2日提出

市川市長 田 中 甲

記

1 和解の相手方（申立人）

東京都新宿区在住

A（女性）

2 事件の概要

市川市こども発達センターにおいて臨床心理士の職員として従事していた相手方（申立人）は、当該職員として採用されるために必須の条件であった臨床心理士資格を有していないにもかかわらず、当該資格の登録証明書を偽造してこれを行使した上、市川市に対し当該職員としての賃金報酬を振込支給させて詐欺を行ったことにより、令和3年7月16日、懲役3年、執行猶予5年の判決を宣告された。

市川市は、相手方の犯行によって市川市が受けた損害と考える金額の全額となる2,546万5,328円の支払を請求したところ、相手方は、市川市に与えた損害を弁償するとして市川市に申し出た金額1,469万5,474円を上回る金額（1,076万9,854円）については損害賠償債務が存在しないとして、その確認を求めて相手方が調停を申し立てた事件である。

3 和解の内容

- (1) 相手方は、市川市に対し、本件解決金として1,700万円の支払義務があることを認める。
- (2) 相手方は、市川市に対し、(1)の金員を、令和4年11月4日限り、市川市の指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は相手方の負担とする。
- (3) 相手方が(1)の金員を令和4年11月4日までに支払わなかったときは、相手方は、市川市に対し、同金員から既払金を控除した残金及びこの残金に対する令和4年11月5日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払う。
- (4) 相手方及び市川市は、相手方と市川市との間には、この条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 調停費用は、各自の負担とする。

理 由

債務不存在確認調停事件について、市川簡易裁判所による和解勧告に鑑み、当事者間で合意に達し、和解により解決を図る必要があるため、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき提案するものである。